

特定第一種国内希少野生動植物種に関する特定国内種事業廃止届

※灰色網掛けは補足説明、赤字は記載例です。

届出の提出日（廃止から 30 日以内）を記載

令和 4 年 10 月 1 日

〇〇地方環境事務所長 殿
農 林 水 産 大 臣 殿

事業者の所在する都道府県を管轄する地方環境事務所に届出書を 1 部御提出ください。

<https://www.env.go.jp/nature/kisho/kisei/contact/index.html>

提出前にお問い合わせください。形式の整わない届出、内容に誤りのある届出については、有効な届出とは認められません。

届 出 者

※個人の場合、法人の場合のいずれかを選択して記入してください。

☐ 個人の場合

※個人事業主を含む。

氏 名	
-----	--

☒ 法人の場合

名 称	(株) 環境園芸
代 表 者 の 氏 名	自然 花子
担 当 者 の 氏 名	

住 所	東京都〇〇区〇〇-〇〇
電 話 番 号	XX-XXXX-XXXX
E - m a i l	xxxxxx@xxx.xxx

届 出 番 号	00-0001
---------	---------

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第 30 条第 1 項の規定に基づき届け出た特定国内種事業を廃止したので、同条第 4 項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設	名 称	環境園芸 霞が関店
	所 在 地	東京都〇〇区〇〇-〇〇
特定国内種事業の届出	届 出 年 月 日	令和 4 年 6 月 1 日
	届 出 先	〇〇地方環境事務所、農林水産省
特定国内種事業の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種の名称		オキナワセッコク 個体、器官（花、茎） キバナシュスラン 個体、器官（花、茎） ナンバンカモメラン 個体 ☐ 別紙参照

国内希少野生動植物種一覧 (<https://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html>) 又は種の保存法関係 様式等 環境省 (<https://www.env.go.jp/nature/kisho/aces-format.html>) の「種の保存法における規制対象種一覧」を参考に、特定第一種国内希少野生動植物種の種名（和名のみで可）を記載してください。

また、取り扱う対象（個体・器官（一部の種について該当あり。花、茎、葉等の名称を記載。「種の保存法における規制対象種一覧」を参照。）を記載してください。

種数が多い場合は、「別紙参照」にチェックを入れ、別紙に記載してください（参考様式参照）。

廃止した年月日	令和4年10月1日
---------	-----------

以下については、「別紙参照」にチェックを入れ、参考様式を用いて差し支えない。

☐ 別紙参照

届出の日時点で、対象とする特定第一種国内希少野生動植物種の個体等を保有している場合は、その由来、区分ごとに数量を記載してください。

【記載内容】

由来 繁殖個体等、野生個体等又はその他の別（その他の場合、適法に輸入されたもの等、詳細を記載）

区分 個体及び器官の別（器官にあってはその名称を記載）

取得時期 年月等（自ら繁殖した場合を除き、規制開始前取得の場合はその旨を記載すること。）

入手方法

繁殖個体等の場合：自ら繁殖させた場合は「繁殖」、購入した場合は購入先

数量 内廃止 希少の 野生に 動現 植に 物有 種す の個 体特 定第 一保 有国	種名	ナンバンカモメラン
	由来（繁殖個体等、野生個体等、その他）	繁殖個体
	区分（個体及び（名称））	個体
	数量	5
	取得時期	取得時期 平成22年～令和4年
	入手方法（繁殖・購入先、捕獲採取場所・許可番号、輸入先等）	繁殖
	処置の方法	記載例1：既に廃棄済みです。 記載例2：ナンバンカモメラン5株が現存しており自宅栽培しています。今後他者に譲ることはありません。

個体等を保有し続ける場合には、有償・無償を問わず、他の方に譲ることはしない旨記載ください。廃業に伴って譲渡し又は引渡しを行う場合には、譲り渡した後に廃止届を提出してください。事業者証については、適切に破棄してください。

--※複数の施設で業務を行っている事業者の方は、事業を廃止した施設の名称又は所在地が届出者の名称又は所在地と異なる場合、以下の欄に記載してください。--

譲渡し又は引渡しの業務を廃止した施設	名称	（届出番号：
	所在地	〒

備考	
----	--

注 1 届出は、事業を廃止した日から 30 日以内に行うこと。

2 「特定国内種事業の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種の名称」欄には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の別表第 3 に掲げる名称（和名のみで可）を用い、区分（個体及び器官の別（器官にあっては、その名称））を明らかにして記載すること。

多数の種を届け出るに当たっては、「別紙参照」にチェックを入れ別紙を添付していただくことで差し支えありません（参考様式参照）。

3 「廃止の日に現に有する特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の保有数量」欄には、由来（繁殖させたもの（繁殖個体等）、捕獲され若しくは採取されたもの（野生個体等）又はその他の別。適法に輸入されたもの等である場合には、その他（適法に輸入されたもの）等、具体的に記載すること。）及び区分（個体及び器官の別。器官にあってはその名称を記載すること。）ごとに数量を記載すること。「処置の方法」欄には、事業廃止後の個体等の取扱いについて記載すること。

4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。